

業務名：港湾・空港請負工事積算データ等改定
 特定企業 企業名：一般財団法人港湾空港総合技術センター
 住所：東京都千代田区霞が関3-3-1
 代表者：理事長 林田 博
 決定日：令和4年11月16日

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	企画提案書 (一財)港湾空港総合技術センター		
	判断基準					
企業の業務実績	過去10年間の同種又は類似業務の実施内容・件数		数値化しない。	同種実績あり		
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業、一般事業主行動計画策定企業）	「プラチナえるぼしの認定」、「えるぼし1～3段目の認定」（いずれの段階においても「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしていることが必要。）を取得している場合及び一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出（常時雇用する労働者が100人以下の企業に限る。）をしている場合には優位に評価する。 ①プラチナえるぼし ②1段階目 ③2段階目 ④3段階目 ⑤一般事業主行動計画			4 【注】 ① 4 ② 1 ③ 2 ④ 3 ⑤ 0.5	-
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん、プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準又は令和4年4月1日以降の基準）、「プラチナくるみん認定」又は「トライくるみん認定」）を取得している場合には優位に評価する。 ①くるみん認定（平成29年3月31日までの基準） ②くるみん認定（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準） ③くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準） ④トライくるみん認定 ⑤プラチナくるみん認定				
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）	青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している場合には優位に評価する。	3	-		
【注：複数の認定等に該当する場合には、最も配点が高い区分により加点を行う。】						
業務実施体制	業務分担及び業務実施体制の妥当性		①10 ② 5 ③ 0	10		
予定管理技術者の経験及び能力	専門技術力	業務執行技術力	平成24年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③同種・類似業務の実績がない。	①10 ② 5 ③ 0	10
特定テーマに対する企画提案	特定テーマ	全体	提案内容の妥当性・実現性が著しく低い場合は特定しない。	数値化しない。	妥当である。	
		的確性	留意点及び対処方法が網羅されたくて具体的な示され、その妥当性が高い場合に優位に評価する。	①20 ②10 ③ 0	20	
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	①20 ②10 ③ 0	20	
参考見積	業務コストの妥当性		提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化しない。	妥当である。	
合 計			64	60		